

給特法等の一部を改正する法律案の概要について

2月7日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」等の一部を改正するための法律案が、国会に提出されました。今回は、この法律案の概要を解説します。

野川 孝三 (教育総研特別研究員)

教職調整額・義務教育等教員特別手当について

教職調整額(給特法改正)

支給基準を、現在の給料月額¹の4%から、10%まで段階的に引き上げる。

(2026年1月1日から2031年までの6年間、各1月1日に1%ずつ増額)。

ただし、幼稚園教員についての教職調整額は、現在の4%のまま現状維持とする。

また、指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→指導改善研修中の教員は時間外勤務手当支給の対象者となる。時間外勤務は「災害等による臨時の必要がある場合」のみを想定していることから、「労使協定(36協定)」の締結の対象としないことになっている。

義務教育等教員特別手当(教育公務員特例法改正)

「校務類型」に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定める。学級担任への加算を想定している。

※条文案は、教育等教員特別手当は「校務類型に応じて支給するもの」とされており、担任への増額は別にして、一律支給ができないとの誤解を与えかねない。校務類型は、「文科省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう」としており、こうした誤解が生じないような文科省令とする必要がある。

教員の新しい職(主務教諭)の新設(学校教育法改正)について

子どもの教育をつかさどるとともに、学校の「教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う」職として、「主務教諭」を教育委員会の判断で置くことができることとする。養護教諭や栄養教諭からの任用もある。

主務教諭の給料表の適用級は、教諭と主幹教諭・指導教諭の間に新設する。

中教審答申における「新たな職」の職務は、若手教員のサポート、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、校内研修担当、情報教育担当、防災・安全教育担当、道徳教育担当、地域連携担当などとしている。

業務量管理・健康確保措置実施計画について

<p>市町村教育委員会に対して教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画、以下「計画」）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。（給特法改正）</p> <p>「業務量管理・健康確保措置実施計画」に盛り込む必要な事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標・業務量管理・健康確保措置の内容・その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項
<p>市町村長と教委との会議体である総合教育会議での「計画」の報告を義務付ける。（給特法改正）</p>
<p>「計画」の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会（政令市の教育委員会を除く）への指導、助言、援助を努力義務とする。（給特法改正）</p>
<p>学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、「計画」に適合するものとなることを義務付ける。（学校教育法改正）</p>
<p>学校運営協議会の承認を得ることとなっている校長が作成する学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。（地教行法改正）</p>

施行時期は教員の教職調整額と義務教育等教員特別手当の関係は2026年1月1日、それ以外は2026年4月1日となっている。

.....

次回は、この法律案の課題等について解説します。